

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.1.1 計画段階配慮事項の選定

本事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）については、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下「発電所アセス省令」という。）の別表第 5 においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、表 4.1-1 のとおり重大な影響のおそれのある環境要素を選定した。

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成 25 年）において、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」とされている。

本配慮書においては、工事中の影響を検討するための工事計画等まで決まるような熟度になく、方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であると考えることから、工事の実施による重大な環境影響を対象としないこととした。なお、方法書以降の手続きにおいては「工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響」に係る環境影響評価を実施する。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分	影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
		工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等			
		騒音	騒音			
		振動	振動			
	水環境	水質	水の濁り			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			
		地盤	土地の安定性			
		その他	反射光			○
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地			○
		植物	重要な種及び重要な群落			○
		生態系	地域を特徴づける生態系			○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				
		残土				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量				

- 注：1. □は「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「別表第5」に示す参考項目である。
 2. □は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第13」に示す放射性物質に係る参考項目である。
 3. 「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目である。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由は、表 4.1-2 のとおりである。
なお「4.1.1 計画段階配慮事項の選定」のとおり、本配慮書においては工事の実施による影響を対象としないこととした。

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由
(土地又は工作物の存在及び供用)

環境要素		影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
大気環境	騒音	騒音	施設の稼働	事業実施想定区域の周囲には、配慮が特に必要な施設等の保全対象が存在し、施設の稼働に伴う騒音の影響が想定されるが、低騒音型のパワーコンディショナー等の採用や施設の配置計画で影響を低減できることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
水環境	水質	水の濁り	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域内に調整池を設置するため、貯留水の濁りが発生することが想定されるが、沈砂等に十分な容量の調整池を設置することから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域において「日本の地形レッドデータブック第1集、第2集」(日本のレッドデータブック作成委員会、平成12年14年)や文化財保護法(昭和25年法律第214号)で選定された学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
		土地の安定性	地形改変及び施設の存在	本事業はゴルフ場を利用することから、大規模な地形の改変は実施しない。また、事業実施想定区域内には、斜面崩壊のおそれがある砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成工事規制区域、土砂災害特別警戒区域が存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	その他	反射光	地形改変及び施設の存在	事業実施想定区域の周囲には配慮が特に必要な施設等の保全対象が存在し、施設の存在に伴う反射光の影響が想定されることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において、「環境省レッドリスト2020」選定種等が確認されていることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
植物	重要な種及び重要な群落	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において、「環境省レッドリスト2020」選定種等が確認されているため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において重要な自然環境のまとまりの場の存在が確認されていることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	×	本事業は既設のゴルフ場を利用することから改変面積は小さく、景観資源を消滅又は縮小するものではない。また、事業実施想定区域の周囲には主要な眺望点が存在するが、発電設備の地上高は4m程度であることから、新たな施設の存在に伴う眺望景観の変化の影響は小さいと想定されることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、事業実施想定区域内には存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	地形改変及び施設の存在	×	太陽電池の撤去等が想定されるが、廃棄物処理法や建設リサイクル法の主旨に沿った処理を行うことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。

注：1. 「○」は選定した項目を示す。

2. 「×」は選定しなかった項目を示す。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

【参考】 計画段階配慮事項として選定しない理由（工事の実施）

環境要素	選定しない理由	
大気環境	大気質	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（発生土量、工事関係車両の走行台数等）まで決まるような計画熟度がない。また、工事工程の調整により建設工事のピーク時における工事関係車両の台数を低減する等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	騒音	
	振動	
水環境	水質	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（改変区域、排水計画等）まで決まるような計画熟度がない。また、仮設沈砂池の設置等の土砂流出防止策を講じる等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（ソーラーパネルの詳細配置、改変区域等）まで決まるような計画熟度がない。また、土砂流出による生息環境の変化を低減するため必要に応じて土砂流出防止策を講じる等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
植物	重要な種及び重要な群落	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（ソーラーパネルの詳細配置、改変区域等）まで決まるような計画熟度がない。また、事業に伴う造成を必要最小限にとどめ、重要な種及び群落への影響の回避又は低減に努める等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の回避又は低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
生態系	地域を特徴づける生態系	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（ソーラーパネルの詳細配置、改変区域等）まで決まるような計画熟度がない。また、土砂流出による生息環境の変化を低減するため必要に応じて土砂流出防止策を講じる等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（発生土量、工事関係車両の走行台数等）まで決まるような計画熟度がない。また、工事工程の調整により建設工事のピーク時における工事関係車両の台数を低減し、主要な人と自然との触れ合いの活動の場にアクセスする一般車両の利便性に配慮する等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	詳細設計に着手しておらず、工事計画等（産業廃棄物、残土の発生量）まで決まるような計画熟度がない。また、産業廃棄物は可能な限り有効利用に努めること、土地の改変量の低減及び事業実施区域内における発生土の利用等、実行可能な環境保全措置を講じることにより環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	残土	
放射線の量	放射線の量	事業実施想定区域の周囲においては、空間放射線量率の高い地域は確認されておらず、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから選定しない。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項に係る調査予測及び評価の手法は、発電所アセス省令第6条、第7条、第8条及び第9条に基づき、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、表4.2-1のとおり選定した。また、計画段階配慮事項の評価方法の判断基準は表4.2-2のとおりである。

なお、動物及び植物については、文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報もあることから、専門家等へのヒアリングも実施することとした。

表4.2-1 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分			調査手法	予測手法	評価手法
その他の環境	その他	反射光	配慮が特に必要な施設等の状況を文献その他の資料により調査した。	事業実施想定区域をソーラーパネルの設置予定範囲とし、事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係（最短距離）を整理し、事業実施想定区域から1,000m※の範囲について配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物の重要な種の生息状況及び注目すべき生息地の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。	事業実施想定区域と重要な種の主な生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的な改変の有無による生息環境の変化及び施設の稼働に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。	
植物	重要な種及び重要な群落	植物及び植物群落の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的な改変の有無による生育環境の変化に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。	
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場について、文献その他の資料により分布状況を調査した。	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的な改変の有無及び施設の稼働に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。	

※ ソーラーパネルからの反射光が確認できる距離は、発電設備の地上高さを約4mとした場合の見えの大きさ（垂直視野角）が、最も安全サイドの「輪郭がやっとわかる0.5度」（表4.3-2参照）とした直線距離約500mの約2倍の範囲として1,000mを設定した。

表 4.2-2 計画段階配慮事項の評価方法の判断基準

環境要素の区分		評価の方法 (配慮書段階)	重大な影響がない	重大な影響の可能性がある	重大な影響がある
その他の環境	反射光	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係	事業実施想定区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設等が分布するが、地形や位置の状況から、方法書以降の手続きにおいてソーラーパネルの配置や構造等を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設等が分布し、位置の状況から、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種等の分布状況	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布する可能性があるが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布する可能性があり、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。	
植物	重要な種及び重要な群落		自然環境の改変を伴わない。		
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場の分布状況	自然環境の改変を伴うが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	自然環境の改変を伴い、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 反射光

1. 調査

(1) 調査手法

配慮が特に必要な施設等の状況を文献その他の資料により調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周囲（図 4.3-1 の範囲）とした。

(3) 調査結果

文献その他の資料調査結果に基づき、事業実施想定区域及びその周囲において、配慮が特に必要な施設等を抽出した。

事業実施想定区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は表 4.3-1、位置は図 4.3-1 のとおりである。

配慮が特に必要な施設等は事業実施想定区域の周囲に分布するが、事業実施想定区域には存在しない。

表 4.3-1 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地	事業実施想定区域の境界からの距離
住宅等			約 0.3km
幼稚園・保育園・こども園	認定こども園おのだにし園 幼稚園部	加美郡加美町字田中浦 55	約 3.0km
	認定こども園おのだにし園 保育園部	加美郡加美町字上野目薬師堂 20	約 3.0km
学校	西小野田小学校	加美郡加美町字上野目高畑 5 番地	約 2.9km
福祉施設	小野田西部デイサービスセンター	加美郡加美町字田中浦 56	約 3.0km
	やくらいアットハウス	加美郡加美町字上野目薬師堂 20	約 3.0km

「子育て応援ガイドブック」（加美町、平成 31 年）
「加美町暮らしのガイドブック」（加美町 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
「地域包括支援センター」（加美町 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年 7 月 1 日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
「介護事業所・生活関連情報検索」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
より作成

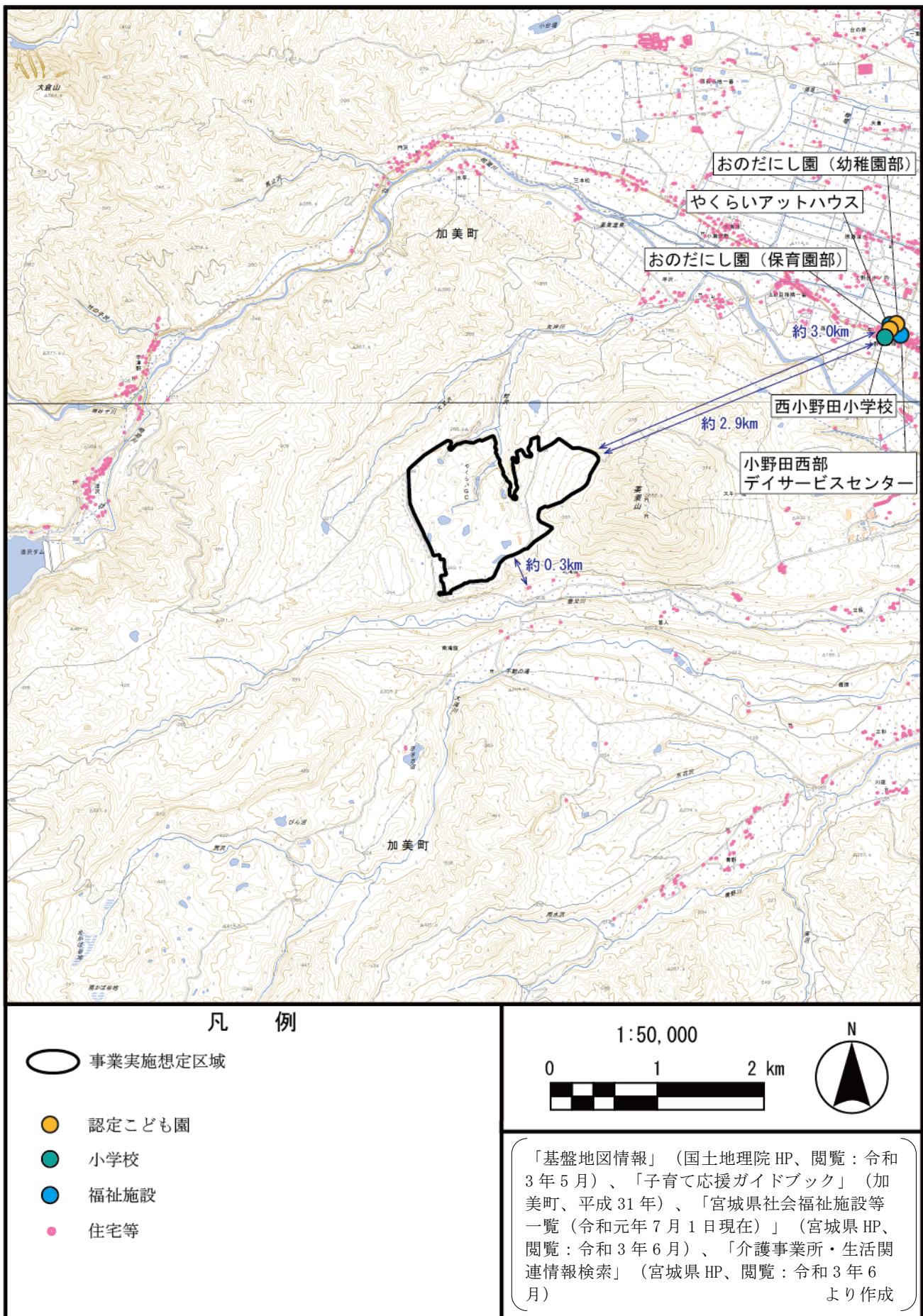


図 4.3-1 事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設等の位置

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

2. 予測

(1) 予測手法

事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係（最短距離）を整理し、事業実施想定区域から1,000mの範囲について200m、500m、1,000mで配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。なお、影響範囲1,000mは、図4.3-2及び表4.3-2を参考にして下記のとおり設定した。ソーラーパネルからの反射光が確認できる距離は、発電設備の地上高さを約4mとした場合に垂直視角を0.5度とした直線距離約500mを含む範囲として1,000mを設定した。

表4.3-2 見えの大きさ（垂直視野角）について（参考）

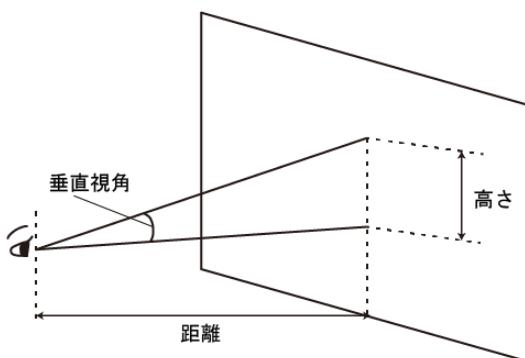
人間の視力で対象をはっきりと識別できる見込角の大きさ（熟視角）は、研究例によって解釈が異なるが、一般的には1~2度が用いられている。

垂直見込角※の大きさに応じた送電鉄塔の見え方を下表に例示するが、これによれば、鉄塔の見込角が2度以下であれば視覚的な変化の程度は小さいといえる。

表 垂直視角※と送電鉄塔の見え方（参考）

垂直視角	鉄塔の場合の見え方
0.5度	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1度	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5~2度	シルエットになっている場合には良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3度	比較的細部まで良く見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5~6度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10~12度	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20度	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

〔「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）〕



〔「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（II）調査・予測の進め方について～資料編～」（環境省 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年）より作成〕

図4.3-2 見えの大きさ（垂直視野角）について（参考）

※ 参考として掲載している文献等において使用されている「垂直視角」及び「垂直見込角」の用語は、本図書において使用している「垂直視野角」の用語と同意義である。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係は表 4.3-3 及び図 4.3-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設等の分布は表 4.3-4 のとおりである。

表 4.3-3 事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との距離

項目	住宅等	住宅等以外		
		幼稚園・保育園等	学校	福祉施設
事業実施想定区域の境界からの最短距離	約 0.3km	約 3.0km	約 2.9km	約 3.0km

〔「子育て応援ガイドブック」（加美町、平成 31 年）
 「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年 7 月 1 日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
 「介護事業所・生活関連情報検索」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
 「ゼンリン住宅地図 201907 仙台市青葉区」、
 「ゼンリン住宅地図 201910 仙台市太白区」（株式会社ゼンリン）〕
 より作成

表 4.3-4 事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設等の分布

事業実施想定区域からの距離 (m)	住宅等 (戸)	住宅等以外				合計 (戸)
		幼稚園・保育園等 (戸)	学校 (戸)	福祉施設 (戸)	医療施設 (戸)	
0～200	0	0	0	0	0	0
200～500	4	0	0	0	0	4
500～1,000	4	0	0	0	0	4
合計 (戸)	8	0	0	0	0	8

〔「子育て応援ガイドブック」（加美町、平成 31 年）
 「宮城県社会福祉施設等一覧（令和元年 7 月 1 日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
 「介護事業所・生活関連情報検索」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 6 月）
 「ゼンリン住宅地図 201907 仙台市青葉区」、
 「ゼンリン住宅地図 201910 仙台市太白区」（株式会社ゼンリン）〕
 より作成

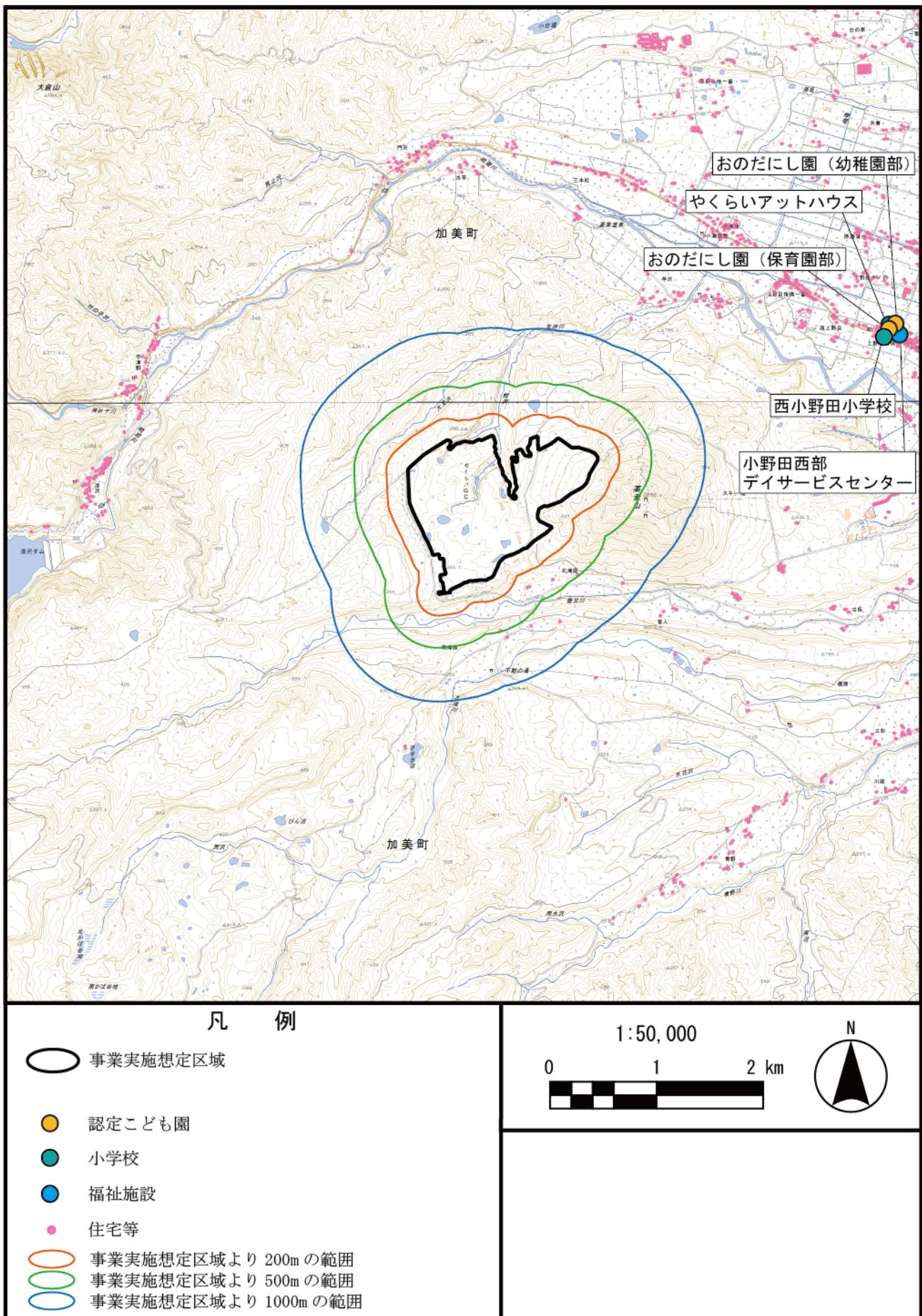


図 4.3-3 事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

3. 評価

(1)評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2)評価結果

事業実施想定区域から、配慮が特に必要な施設等までの最短距離は、住宅等が約 0.3km、住宅等以外が約 2.9km であり、事業実施想定区域から 200m の範囲には配慮が特に必要な施設等は存在しない。

事業実施想定区域から 1,000m の範囲には住宅等が 8 戸存在する。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。

- ・可能な限り反射光等が少ないパネルを選定する。
- ・太陽光パネルからの反射光や輻射熱による近隣民家等への影響が極力発生しないように残地森林の配置を計画する。

4.3.2 動 物

1. 調 査

(1) 調査手法

動物の重要な種の生息状況及び注目すべき生息地の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。

(2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲（図 3.1-17 の範囲）とした。

(3) 調査結果

① 重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより確認された種について、表 4.3-5 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、重要な種は、表 4.3-6～表 4.3-11 のとおり、哺乳類 7 種、鳥類 28 種、爬虫類 1 種、両生類 6 種、昆虫類 44 種及び魚類 12 種が確認された。

なお、種名及び配列については原則として、哺乳類は「The Wild Mammals of Japan 第 2 版」（日本哺乳類学会 平成 27 年）、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」（日本鳥学会、平成 24 年）、哺乳類及び鳥類以外は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 2 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 2 年）に準拠した。重要な種の主な生息環境については、「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK 2016」（宮城県環境生活部自然保護課、平成 28 年）等を参照した。

表 4.3-5 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
① 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日)、「宮城県文化財保護審議会条例」(昭和 50 年宮城県条例第 50 号)、「加美町文化財保護条例」(平成 15 年加美町条例第 115 号)に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：県指定天然記念物 町天：町指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP)、「宮城県の天然記念物一覧」(宮城県 HP)、「文化財一覧」(加美町 HP) ※いずれも令和 3 年 9 月に閲覧
② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日) 及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)に基づく国内希少野生動植物種等	特定国内：特定国内希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日)
③ 「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年) の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料－環境省レッドリスト 2020 の公表について－」(環境省、令和 2 年)
④ 「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト 2021 年版」(宮城県環境生活部自然保護課、令和 3 年) の掲載種	EX：絶滅…本県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類…本県において絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) VU：絶滅危惧 II 類…本県において絶滅の危険が増大している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種 (本県において現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの) DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの 要注目種：本県では、現時点で絶滅の可能性が低いものの、その生息・生育状況に注目すべき種	「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト 2021 年版」(宮城県環境生活部自然保護課、令和 3 年)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-6 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	トガリネズミ	トガリネズミ	シントウトガリネズミ				DD	自然度の高い山地
2			カワネズミ				DD	山地溪流付近
3	コウモリ (翼手)	ヒナコウモリ	ニホンウサギコウモリ				VU ^{※1}	山地に分布し洞穴、樹洞、人家などをねぐらとする
4			ヒメホオヒゲコウモリ				VU	標高の高い自然林内
5			クロホオヒゲコウモリ		VU		CR+EN	比較的標高の低い広葉樹林帯の林内
6	ネコ（食肉）	イヌ	オオカミ		EX		EX	絶滅
7	ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	特天			要注目種 ^{※2}	低山～高山の落葉広葉樹林や混交林
計	4 目	4 科	7 種	1 種	0 種	2 種	7 種	—

注：1. 表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1：ウサギコウモリで掲載、※2：ニホンカモシカで掲載

表 4.3-7 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	CR+EN	平地から山地の草原や農耕地など
2			マガン	天		NT		湖沼、池、湿地、水田など
3			カリガネ			EN	VU	広い農耕地や草地、湿草地
4	カモ	カモ	オシドリ			DD		湖沼、池、河川、溪流など
5	ペリカン	サギ	コサギ				NT	河川、水田、湖沼、池、湿地、河口、干潟、海岸など
6	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN	湖沼、水路・堀や河川敷などの湿性草地
7	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU	山地の山林、森林の伐採地、疎林
8	アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ				NT	平野から山地の森林、樹洞内に営巣
9	チドリ	チドリ	ケリ			DD	NT	水田などの農耕地や草地
10			イカルチドリ				NT	砂礫地がある河川、湖沼、池、水田など
11			シギ	オオジシギ			NT	VU
12	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT		陸水域、海岸域
13			タカ	ハチクマ		NT	VU	低山や平地の林
14			ツミ			DD		平地から亜高山の林
15			ハイタカ			NT	NT	平地から山地の林
16			オオタカ			NT	NT	平地から山地の農耕地や草地などの開けた環境が混在する林
17			サシバ			VU	VU	平地から山地の林 農耕地
18			イヌワシ	天	国内	EN	CR+EN	低山から高山 樹林、岩棚
19			クマタカ		国内	EN	VU	低山から亜高山の林 広い森林地帯
20	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				NT	平地から山地の林
21			アオバズク				VU	平地から山地の開けた場所に接する林 市街地の公園や緑地
22			トラフズク				NT	平地から山地の林、川原、草原、農耕地など
23	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				NT	山地の落葉樹が多い森林
24	ハヤブサ	ハヤブサ	チゴハヤブサ				NT	平地の農耕地や草原、林など
25			ハヤブサ		国内	VU	NT	海岸や平地から山地の河川、湖沼、農耕地
26	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	NT	低地から山地の林
27		ムシクイ	メボソムシクイ上種			DD ^{※1}		混交樹林や針葉樹林など
28		ホオジロ	ノジコ			NT	NT	平地から山地の、よく茂った林床を持つ林や疎林
計	12 目	16 科	28 種	2 種	3 種	19 種	24 種	—

注：1. 表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1：オオムシクイが該当

表 4.3-8 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	有鱗	タカチホヘビ	タカチホヘビ				DD	山に近い平野部から山地、林床性
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	—

注：表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-9 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NT	丘陵地から1,000m程度の山地、止水、林床
2			クロサンショウウオ			NT	LP	平地から山地の池沼、林床
3		イモリ	アカハライモリ			NT	LP	山に近い水田や溜池、山間部の湖沼
4	無尾	アカガエル	タゴガエル				NT	森林や鉱山、草原
5			ヤマアカガエル				NT	平地から丘陵地の水田や湿地
6			ツチガエル				NT	平野から低山の水田や池沼
計	2 目	3 科	6 種	0 種	0 種	3 種	6 種	—

注：表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

表 4.3-10(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	トンボ (蜻蛉)	イトトンボ	ルリイトトンボ				CR+EN	丘陵地から山岳地帯の池沼
2			モートンイトトンボ			NT		平地から丘陵地の草丈の低い湿地
3		エゾトンボ	カラカネイトトンボ				CR+EN	湿地
4			ハネビロエゾトンボ		VU	CR+EN		流水域
5			エゾトンボ				VU	林床湿地や放棄水田
6			トンボ	ハッチョウトンボ			VU	水量豊富な湿地、放棄水田等
7			キトンボ				VU	山沿い、池沼
8			ヒメアカネ				CR+EN	湿地
9	カメムシ (半翅)	アメンボ	ババアメンボ			NT		池沼などの止水域
10		コオイムシ	コオイムシ			NT	NT	水田の土側溝、植物が豊富な沼沢地
11			タガメ	国内	VU	CR+EN		農村の溜池、水路
12		マツモムシ	キイロマツモムシ				NT	山地の湿原、山地池沼
13	アミメカゲ ロウ(脈翅)	ツノトンボ	キバネツノトンボ				VU	草地、草原
14	チョウ (鱗翅)	ボクトウガ	ハイイロボクトウ			NT		湿地
15		シジミチョウ	ハヤシミドリシジミ				NT	カシワ林
16			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT		採草地、農地、河川堤防、山地草原、湿地など
17		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU		採草地、農地周辺、河川堤防、疎林などの草原
18			オオムラサキ			NT		里山の落葉広葉樹林や河畔林
19		アゲハチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	NT	雜木林、二次林
20		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種			NT ^{※1}		ハンノキ林
21		ヤガ	ミヤマキシタバ			NT		ハンノキ林
22			ヒメシロシタバ			NT		カシワ林
23			ウスミミモンキリガ			NT		ハンノキ林
24	コウチュウ (鞘翅)	オサムシ	オオハンミョウモドキ				NT	泥炭地や山間の湿地
25		ゲンゴロウ	メススジゲンゴロウ				NT	山間や高標高地の池沼、ため池

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-10(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
26	コウチュウ (鞘翅)	ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT		平地から低山地の水草の豊富な池沼、水田等
27			ゲンゴロウ			VU	NT	自然池沼、ため池、水田などの止水
28			エゾゲンゴロウモドキ			VU	VU	山間の自然池沼、ため池
29			オオイチモンジシマゲンゴロウ			EN	VU	平地から低山にかけての湧水のある水田、樹林中の細流や池沼など
30			ケシゲンゴロウ			NT		水生植物の豊富な池沼、湿地、ため池、水田、休耕田、放棄水田
31			キベリクロヒメゲンゴロウ			NT		平地から丘陵の水性植物の豊富な池沼や溜め池、水田、放棄水田
32			シャープツブゲンゴロウ			NT		開けた明るい湿地
33	ミズスマシ		オオミズスマシ			NT		河川の淀み、水田、池沼
34			コミズスマシ			EN		低地の池沼、放棄水田、湿地などの止水域
35			ヒメミズスマシ			EN		抽水植物がある沼や水溜まり
36			ツブミズムシ	クロサワツブミズムシ			DD	道路脇などの、水のしたたる岩壁やコンクリート壁の表面
37	ガムシ		ガムシ			NT		水生植物の豊富な止水域
38			シジミガムシ			EN		比較的水深の深い(50cm~1m程度)、水生植物が豊富な池沼
39	ダエンマルトグムシ		シラホシダエンマルトグムシ				DD	自然度の高い森林
40	ツチハンミョウ		ムラサキオオツチハンミョウ				NT	自然度の高い広葉樹林
41	カミキリムシ		トラフホソバネカミキリ				NT	山地の広葉樹林
42	ハムシ		キンイロネクイハムシ			NT	NT	ミクリ類の生える池沼、ため池
43			コウホネネクイハムシ				NT	コウホネの生える、比較的深い池沼
44			タグチホソヒラタハムシ				VU	ススキ草原
計	5 目	22 科	44 種	0 種	1 種	27 種	25 種	—

注：1. 表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1：オナガミズアオで掲載

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-11 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				主な生息環境
				①	②	③	④	
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU ^{*1}	NT・DD ^{*2}	中小河川の中・上流、丘陵地の細流、用水路等
2	コイ	コイ	キンブナ			VU	VU	河川
3			テツギョ				要注目種	丘陵地や山地の溜池、湖沼
4			ヤリタナゴ			NT	DD	小河川上中流と農業用水路
5			タナゴ			EN	CR+EN	農業用水路、溜池
6			カマツカ属				DD ^{*3}	川の中～下流部の、砂礫質の川底
7		ドジョウ	ドジョウ類			NT・DD ^{*4}	DD ^{*5}	河川中・下流域、用水路など
8	ナマズ	ギギ	ギバチ			VU	NT	河口、河川の下流
9	サケ	サケ	ニッコウイワナ			DD		支川や狭い枝川
10			サクラマス			NT	NT ^{*6}	河口、河川の下流
-			サクラマス(ヤマメ)			NT		河口、河川の下流
11	スズキ	カジカ	カジカ			NT ^{*7}		河川の中～上流域
12			ハナカジカ			LP ^{*8}	CR+EN	緩勾配な支沢
計	5 目	6 科	12 種	0 種	0 種	10 種	10 種	—

注：1. 表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-5 に対応している。

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1：スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種で掲載

※2：スナヤツメ南方種が NT、スナヤツメ北方種が DD に該当 ※3：スナゴカマツカが該当

※4：ドジョウが NT、キタドジョウが DD に該当 ※5：キタドジョウが DD に該当

※6：サクラマス（通し回遊型）で掲載 ※7：カジカ大卵型で掲載 ※8：東北地方のハナカジカで掲載

② 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 4.3-12 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。動物の注目すべき生息地の位置は図 4.3-4 のとおりである。

対象事業実施区域周辺には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）による「大の原鳥獣保護区」及び「薬萊山鳥獣保護区」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）に基づく重要湿地である「田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群」、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）である「蔵王・船形」が存在する。

なお、対象事業実施区域は、「薬萊山鳥獣保護区」に含まれている。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-12(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	文献その他の資料
<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）、 「宮城県文化財保護審議会条例」（昭和 50 年宮城県条例第 50 号）、「加美町文化財保護条例」（平成 15 年加美町条例第 115 号）に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：県指定天然記念物 町天：町指定天然記念物</p> <p>「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP）、 「宮城県の天然記念物一覧」（宮城県 HP）、「文化財一覧」（加美町 HP） ※いずれも令和 3 年 9 月に閲覧</p>
<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則」（平成 5 年総理府令第 9 号、最終改正：令和 2 年 12 月 28 日）に基づく生息地等保護区</p>	<p>生息：生息地等保護区</p> <p>「生息地等保護区一覧」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）</p>
<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）に基づく条約湿地</p>	<p>基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支えている湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科、魚類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の 1 %以上を定期的に支えている湿地</p> <p>「日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－」（環境省、平成 25 年）</p>
<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区</p>	<p>国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域 都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>「令和 2 年度鳥獣保護区等位置図」（宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）</p>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-12(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	文献その他の資料	
<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省HP、閲覧：令和3年9月）に基づく重要湿地</p>	<p>基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省HP、閲覧：令和3年9月）</p>
<p>「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会HP、閲覧：令和3年9月）の掲載地</p>	<p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii：1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	<p>「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」（日本野鳥の会HP、閲覧：令和3年9月）</p>
<p>「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサバーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧：令和3年9月）の掲載地</p>	<p>危機性：IUCNのレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する</p>	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」（コンサバーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧：令和3年9月）</p>
<p>「宮城県自然環境保全条例」（昭和47年宮城県条例第25号）に基づく保全地域</p>	<p>特別：特別地域 普通：普通地域 保全：県緑地環境保全地域</p>	<p>「宮城県自然環境保全条例」（宮城県HP、閲覧：令和3年9月）</p>

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

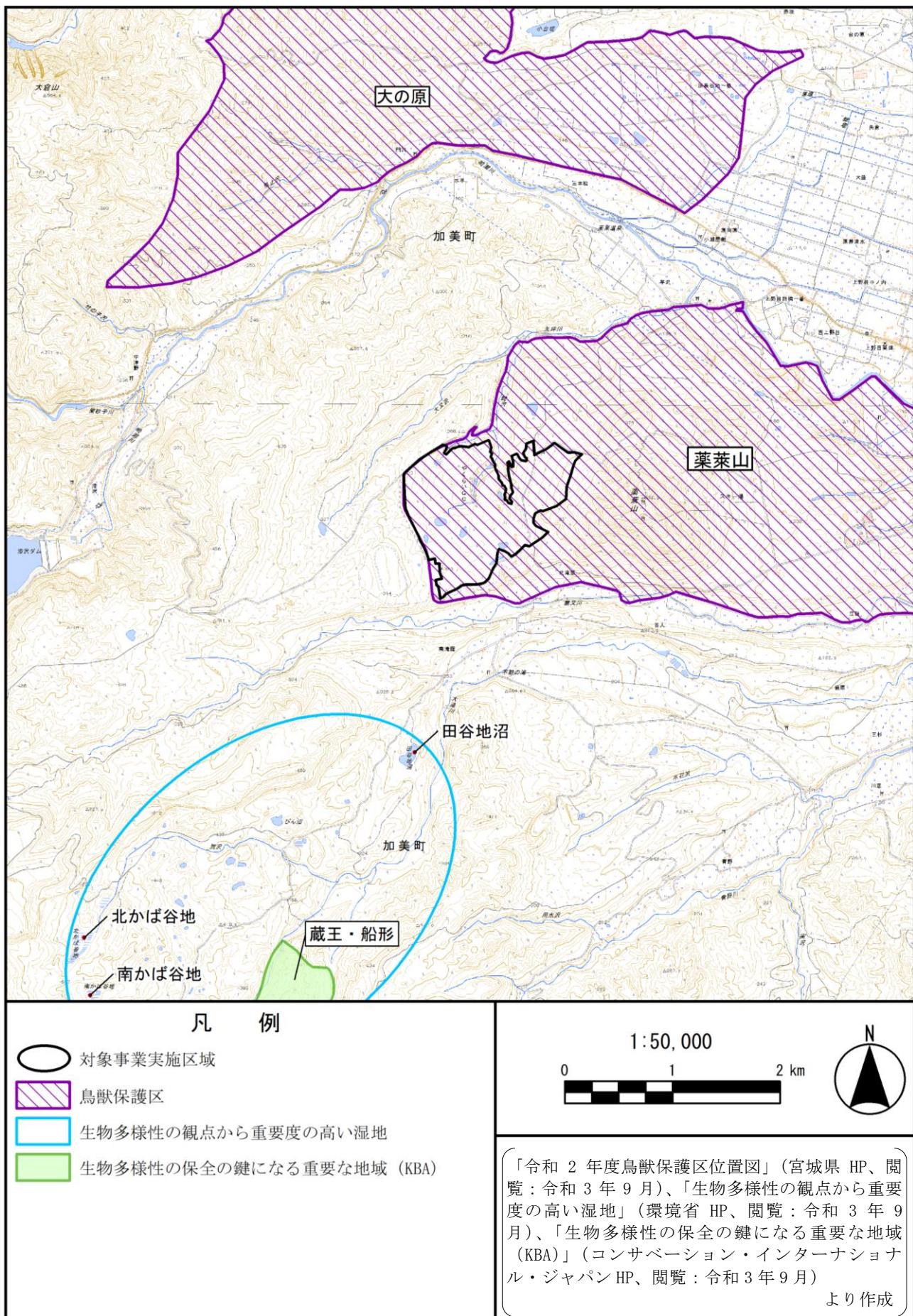


図 4.3-4 動物の注目すべき生息地

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

③ 専門家等へのヒアリング

文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、対象事業実施区域及びその周囲に生息する重要な種及び注目すべき生息地について表 4.3-13 に示す情報が得られた。

表 4.3-13(1) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者 A）

意見聴取日：令和 3 年 6 月 16 日

専門分野	概 要
動物 (鳥類)	<p>【所属：大学名誉教授】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献その他の資料調査で確認されているオオジシギやウズラについては、生息可能性は低いだろう。 ・ミゾゴイに関しては、対象事業実施区域北側の沢などに生息している可能性は考えられる。 ・クマタカについて、既存資料では生息メッシュとなっているものの、環境的にはおそらく営巣していない場所ではないかと考えられる。 ・B 区の方は、牧草地となっていること、冬～春先はゴルフ場が閉鎖される関係で、春先に牧草を食べにガン類やハクチョウ類が飛来している可能性も低いながらも考えられる。現地調査を実施し、状況は確認した方が良いだろう。 ・ゴルフ場についても冬季はノスリ等の採餌場所となっている可能性も考えられる。猛禽類の調査については適切に実施するのがよいだろう。 ・対象事業実施区域の西隣等にも、草地環境が広がっているようである。この場所も鳥類等の生物は利用している可能性も考えられるため、可能な範囲で、隣接する草地も調査を行っておくと、比較が出来てよいのではないか。また、本事業地にパネルが設置された場合でも、代わりとなる環境が存在することを示すことができるのではないか。

表 4.3-13(2) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者 B）

意見聴取日：令和 3 年 6 月 12 日

専門分野	概 要
動物 (爬虫類、両生類)	<p>【所属：大学教員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献その他の資料調査でクロサンショウウオがリストアップされているが、対象事業実施区域周辺は標高も低いため、生息している可能性は低いだろう。 ・沢が入っているので、キタオウシュウサンショウウオが生息している可能性が考えられる。 ・山形県側との峠とも近いため、もしかしたらトノサマガエルが生息している可能性もある。現地調査時は留意してほしい。 ・ニホンアカガエルやカジカガエルも生息している可能性が考えられる。 ・対象事業実施区域はゴルフ場や牧草地状の場所となっているため、両生類の生息環境としてはあまりよくないと思われる。林が残っている池や沢の周辺については留意して調査してほしい。 ・ヘビ類やトカゲ等については草地性の種は確認できる可能性があるだろう。 ・沈砂池や排水溝を設ける場合には、小動物が這い上がるような構造としてほしい。 ・稼働後には、野生生物による機器トラブル防止や人の立ち入り禁止も兼ねて発電所にフェンスが設置されると思うが、移動経路の阻害の要因ともなるため、設置に際してはフェンスのメッシュサイズや地表付近の隙間、基礎の形状などに配慮してほしい。 ・対象事業実施区域外ではあるが、搬入路として利用される麓の水田地帯について、どれほど工事中に交通量が増大するのかは分からぬが、その増大の程度によっては轢死等の影響が出る可能性は考えられるだろう。 ・対象事業実施区域は造成等の影響を一度受けた立地であり、基本的には地表の動物へのさらなる影響は小さいのではないかと考えられる。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-13(3) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者 C）

意見聴取日：令和3年6月16日

専門分野	概 要
動物 (昆虫類)	<p>【所属：大学教員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ゴルフ場にある池については、埋め立てる予定はないとのこと、了解した。池の周辺に太陽光パネルを設置する場合は、水辺付近までパネルを設置するのではなく、バッファを設けられると、トンボ類等への影響をより低減できるのではないかと考えられる。・地形の改変についても、基本的には現状の地形を活かした事業とすること、了解した。・パネル設置後の下草の管理について、今後検討されること、了解した。農薬等に頼らない下草管理を検討してほしい。・ゴルフ場には、草地、森林、水辺といった多様な環境がモザイク状に配置されており、一般にイメージされるよりも生物多様性が高い。現地調査については適切に実施し、動植物の生息・生育状況を把握してほしい。

表 4.3-13(4) 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者 D）

意見聴取日：令和3年6月18日

専門分野	概 要
動物 (魚類)	<p>【所属：県野生動植物調査会 汽水・淡水魚類分科会】</p> <ul style="list-style-type: none">・対象事業実施区域の周辺には、本州太平洋側の南限となるハナカジカの生息地や、県内では数箇所しか確認されていないカワシンジュガイの生息地がある。事業の実施による影響が及ぶ可能性がある周辺水域においては適切な現地調査を実施し、まずはこれらの生息状況を把握する必要がある。・その他、対象事業実施区域の周辺ではドジョウ属、カワヤツメ属、カマツカ属、サクラマス(ヤマメ)、ギバチ、カジカといった重要種の生息が想定される。カワヤツメ属、カマツカ属、ドジョウ属には、外部形態による種同定が困難な複数種が含まれ、これらは種によって環境省版レッドリストまたは宮城県版レッドリストにおけるカテゴリー評価が異なる。環境影響評価に際して、生息種の正確な把握は必要不可欠と考える。このような種が確認された場合は遺伝子解析も併せて実施し、確実な種同定を行って頂きたい。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

2. 予測

(1) 予測手法

対象事業実施区域と重要な種の主な生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的な改変の有無による生息環境の変化及び施設の稼働に伴う影響を整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

文献その他の資料による現存植生図と対象事業実施区域の重ね合わせを行った結果は図4.3-5、現存植生図の凡例は表4.3-14のとおりである。

対象事業実施区域内は、「ブナクラス域代償植生」のコナラ群落（V）、アカマツ群落（V）、ススキ群団（V）、「植林地、耕作地植生」のゴルフ場・芝地、放棄畑雜草群落等が分布している。

① 動物の重要な種

植生の分布状況を踏まえ、改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した。予測結果は表4.3-15のとおりである。

なお、哺乳類の重要な種である「オオカミ」については、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和2年）及び「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2021年版」（宮城県環境生活部自然保護課、令和3年）で絶滅（EX）として選定されていることから、予測対象種より除外した。

表 4.3-14 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	群落名	統一凡例No.	自然度
ブナクラス域自然植生	1	チシマザサープナ群団	110100	9
	2	イヌシデーアカシデ群落	130401	9
	3	クロベーキタゴヨウ群落	140300	9
	4	ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101	9
	5	ケヤキ群落(IV)	160400	9
	6	ハンノキ群落(IV)	170200	9
	7	ヤナギ高木群落(IV)	180100	9
	8	ヤナギ低木群落(IV)	180200	9
	9	ヒメヤシャブシータニウツギ群落	200101	9
ブナクラス域代償植生	10	ブナーミズナラ群落	220100	8
	11	オオバクロモジーミズナラ群集	220103	7
	12	コナラ群落(V)	220500	7
	13	オニグルミ群落(V)	221200	7
	14	アカマツ群落(V)	230100	7
	15	タニウツギーノリウツギ群落	240102	5
	16	ササ群落(V)	250100	5
	17	ススキ群団(V)	250200	5
	18	伐採跡地群落(V)	260000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	19	貧養地小型植物群落	470300	10
	20	ヨシクラス	470400	10
	21	ツルヨシ群集	470501	10
	22	ヒルムシロクラス	470600	10
植林地、耕作地植生	23	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	24	アカマツ植林	540200	6
	25	カラマツ植林	540700	6
	26	ニセアカシア群落	540902	3
	27	竹林	550000	3
	28	ゴルフ場・芝地	560100	4
	29	牧草地	560200	2
	30	路傍・空地雑草群落	570100	4
	31	放棄畠雑草群落	570101	4
	32	果樹園	570200	3
	33	畠雑草群落	570300	2
	34	水田雑草群落	570400	2
	35	放棄水田雑草群落	570500	4
その他	36	市街地	580100	1
	37	緑の多い住宅地	580101	2
	38	造成地	580400	1
	39	開放水域	580600	-

注：1. 図中 No. は、図 4.3-5 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. は、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (平成 11 年～24 年/平成 25 年～)」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 9 月) の現存植生図に示される 6 枝の統一凡例番号(凡例コード)である。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

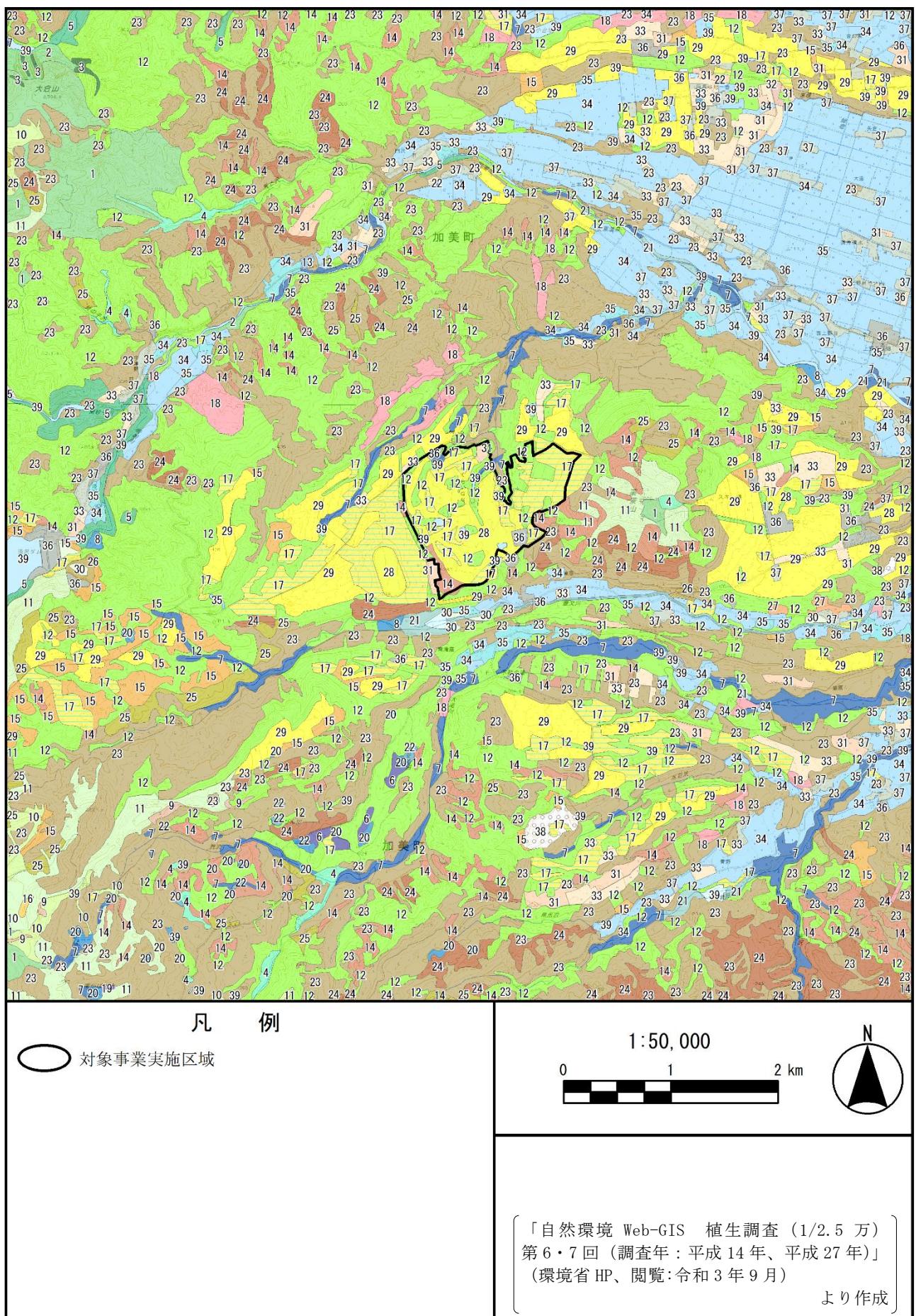


図 4.3-5(1) 文献その他の資料による現存植生図と対象事業実施区域（広域）

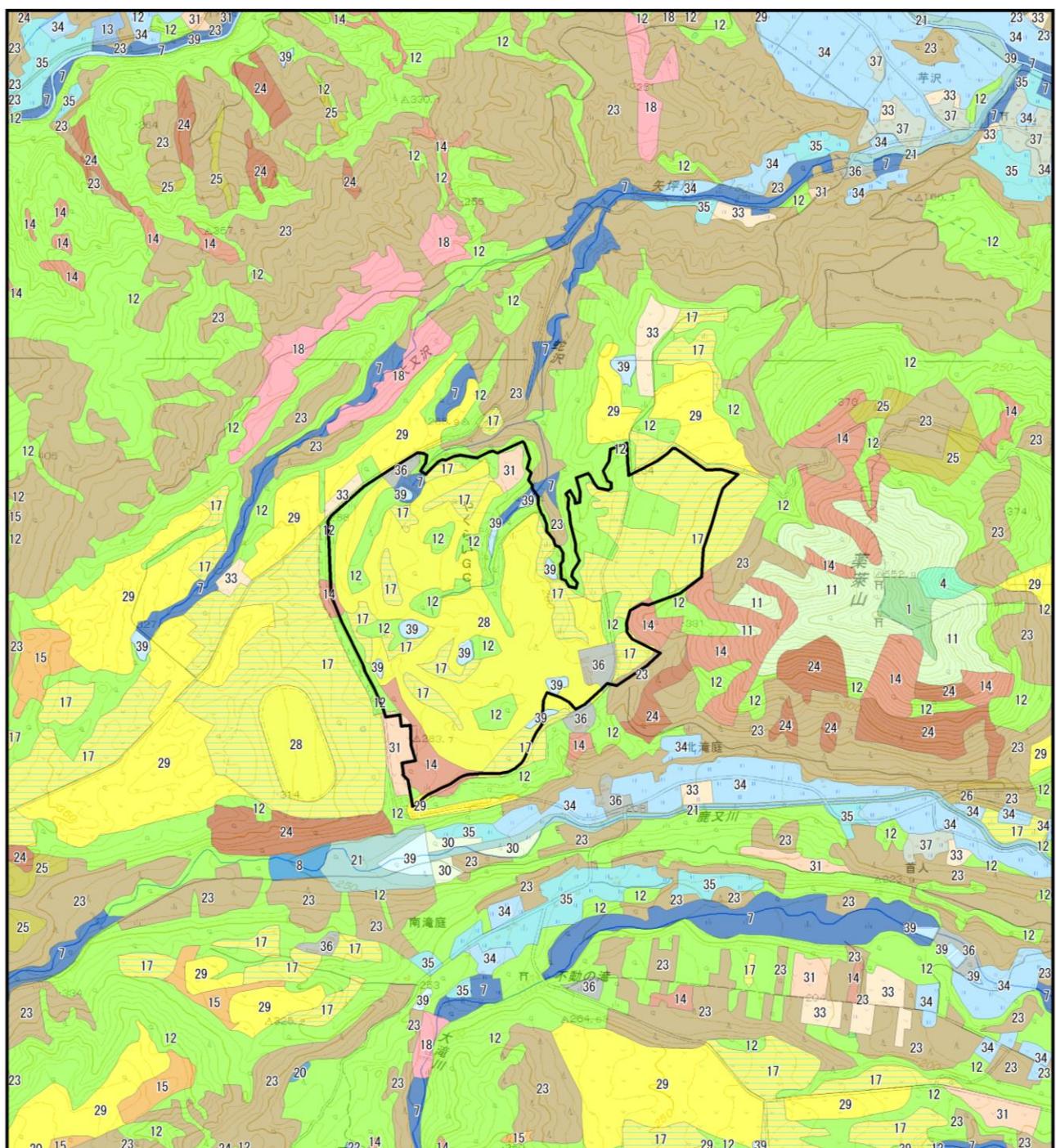
このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-14 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	群落名	統一凡例No.	自然度
ブナクラス域自然植生	1	チシマザサープナ群団	110100	9
	2	イヌシデーアカシデ群落	130401	9
	3	クロベーキタゴヨウ群落	140300	9
	4	ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101	9
	5	ケヤキ群落(IV)	160400	9
	6	ハンノキ群落(IV)	170200	9
	7	ヤナギ高木群落(IV)	180100	9
	8	ヤナギ低木群落(IV)	180200	9
	9	ヒメヤシャブシータニウツギ群落	200101	9
ブナクラス域代償植生	10	ブナーミズナラ群落	220100	8
	11	オオバクロモジーミズナラ群集	220103	7
	12	コナラ群落(V)	220500	7
	13	オニグルミ群落(V)	221200	7
	14	アカマツ群落(V)	230100	7
	15	タニウツギーノリウツギ群落	240102	5
	16	ササ群落(V)	250100	5
	17	ススキ群団(V)	250200	5
	18	伐採跡地群落(V)	260000	4
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	19	貧養地小型植物群落	470300	10
	20	ヨシクラス	470400	10
	21	ツルヨシ群集	470501	10
	22	ヒルムシロクラス	470600	10
植林地、耕作地植生	23	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
	24	アカマツ植林	540200	6
	25	カラマツ植林	540700	6
	26	ニセアカシア群落	540902	3
	27	竹林	550000	3
	28	ゴルフ場・芝地	560100	4
	29	牧草地	560200	2
	30	路傍・空地雑草群落	570100	4
	31	放棄畠雑草群落	570101	4
	32	果樹園	570200	3
	33	畠雑草群落	570300	2
	34	水田雑草群落	570400	2
	35	放棄水田雑草群落	570500	4
その他	36	市街地	580100	1
	37	緑の多い住宅地	580101	2
	38	造成地	580400	1
	39	開放水域	580600	-

注：1. 図中 No. は、図 4.3-5 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. は、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (平成 11 年～24 年/平成 25 年～)」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 9 月) の現存植生図に示される 6 枝の統一凡例番号(凡例コード)である。



凡 例

○ 対象事業実施区域

1:25,000

0 0.5 1 km



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万)
第6・7回 (調査年: 平成14年、平成27年)」
(環境省HP、閲覧:令和3年9月)
より作成」

図 4.3-5(2) 文献その他の資料による現存植生図と対象事業実施区域（拡大）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-15(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
哺乳類	樹林、その他 (洞窟等)	シントウトガリネズミ、ニホンウサギコウモリ、ヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、カモシカ (5種)	対象事業実施区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	水辺	カワネズミ (1種)	対象事業実施区域内にその一部が改変される水辺は存在するが、主な生息環境にあたる自然度が高い河川環境の改変は行わないことから、直接改変による生息環境の変化はないものと予測する。
鳥類	樹林	ヨタカ、ハリオアマツバメ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、イヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、アオバズク、トラフズク、アカショウビン、サンショウクイ、メボソムシクイ上種、ノジコ (16種)	対象事業実施区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	草地、耕作地、その他 (市街地等)	ウズラ、カリガネ、ケリ、オオジシギ、チゴハヤブサ、ハヤブサ (6種)	
	水辺（河川等）、水域	マガノ、オシドリ、コサギ、ヒクイナ、イカルチドリ、ミサゴ (6種)	対象事業実施区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。
爬虫類	樹林	タカチホヘビ (1種)	対象事業実施区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
両生類	樹林、草地、耕作地、水域、湿地	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、アカハライモリ、タゴガエル、ヤマアカガエル、ツチガエル (6種)	対象事業実施区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
昆虫類	樹林	ハヤシミドリシジミ、オオムラサキ、ヒメギフチョウ本州亜種、オナガミズアオ本土亜種、ミヤマキシタバ、ヒメシロシタバ、ウスミミモンキリガ、シラホシダエンマルトゲムシ、ムラサキオオツチハンミョウ、トラフホソバネカミキリ (10種)	対象事業実施区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
	草地、草原	キバネツノトンボ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ウラギンスジヒョウモン、タグチホソヒラタハムシ (4種)	
	水辺（河川、池沼等）、湿地	ルリイトンボ、モートンイトトンボ、カラカネイトンボ、ハネビロエゾトンボ、エゾトンボ、ハッチョウトンボ、キトンボ、ヒメアカネ、パパアメンボ、コオイムシ、タガメ、キイロマツモムシ、ハイイロボクトウ、オオハンミョウモドキ、メススジゲンゴロウ、クロゲンゴロウ、ゲンゴロウ、エゾゲンゴロウモドキ、オオイチモンジシマゲンゴロウ、ケシゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、シャープツブケシゲンゴロウ、オオミズスマシ、コミズスマシ、ヒメミズスマシ、クロサワツブミズムシ、ガムシ、シジミガムシ、キイロネクイハムシ、コウホネネクイハムシ (30種)	対象事業実施区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-15(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

分類	主な生息環境	種名	影響の予測結果
魚類	水域	スナヤツメ類、キンブナ、テツギョ、ヤリタナゴ、タナゴ、カマツカ属、ドジョウ類、ギバチ、ニッコウイワナ、サクラマス（ヤマメ）、カジカ、ハナカジカ (12種)	対象事業実施区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。

注：1. 哺乳類の種名及び配列については「The Wild Mammals of Japan 第2版」（日本哺乳類学会 平成27年）に準拠した。

2. 鳥類の種名及び配列については「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

3. 哺乳類及び鳥類以外の種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

4. 重要な種によっては複数の生息環境に属する種がある。

② 動物の注目すべき生息地

植生の分布状況を踏まえ、改変に伴う動物の注目すべき生息地に対する影響を予測した。

対象事業実施区域は「薬萊山鳥獣保護区」に含まれており、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴い影響が生じる可能性があると予測する。（図4.3-4 参照）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

3. 評価

(1)評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2)評価結果

水辺等の水域を主な生息環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が対象事業実施区域内に存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

樹林、草地及び耕作地といった環境を主な生息環境とする重要な種及び動物の注目すべき生息地においては、その一部が直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。また、対象事業実施区域は「薬萊山鳥獣保護区」に含まれている。そのため、施設の配置等の事業計画によっては、その一部が改変されることにより、事業実施による影響が生じる可能性がある。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。

- ・動物の生息状況を現地調査等により把握し、重要な種への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。
- ・猛禽類（特にクマタカ）については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠して生息状況の調査を実施する。
- ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の回避・低減を図る。

4.3.3 植 物

1. 調 査

(1) 調査手法

植物及び植物群落の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。

(2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲（図 3.1-17 の範囲）とした。

(3) 調査結果

重要な種及び重要な植物群落は、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより確認された種について、表 4.3-16 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

表 4.3-16(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）、「宮城県文化財保護審議会条例」（昭和 50 年宮城県条例第 50 号）、「加美町文化財保護条例」（平成 15 年加美町条例第 115 号）に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：県指定天然記念物 町天：町指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP）、「宮城県の天然記念物一覧」（宮城県 HP）、「文化財一覧」（加美町 HP） ※いずれも令和 3 年 9 月に閲覧	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）に基づく国内希少野生動植物種等	特定：特定国内希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 2 年 12 月 16 日）	○
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種 (現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの) CR：絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省、令和 2 年）	○

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-16(2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	<p>【重要な種】</p> <p>EX：絶滅…本県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類…本県において絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） VU：絶滅危惧 II 類…本県において絶滅の危険が増大している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの） NT：準絶滅危惧…存続基盤が脆弱な種（本県において現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する要素を有するもの） DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの 要注目種：本県では、現時点で絶滅の可能性が低いものの、その生息・生育状況に注目すべき種</p> <p>【重要な群落】</p> <p>D：壊滅…群落は壊滅した 4：壊滅状態…群落は全体的に壊滅状態にあり、緊急に対策を講じなければ壊滅する 3：壊滅危惧…対策を講じなければ、群落は徐々に悪化して壊滅する 2：破壊危惧…群落は当面保護されているが、将来破壊されるおそれがある 1：要注意…現在、保護・管理状態がよく、当面破壊されるおそれが少ない。しかし、監視は必要である</p>	「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト 2021 年版」（宮城県環境生活部自然保護課、令和 3 年）	○	○
⑤	<p>A : 原生林もしくはそれに近い自然林 B : 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C : 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D : 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E : 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F : 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G : 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H : その他、学術上重要な植物群落または個体群</p>	「第 2 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和 54 年）、「第 3 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、昭和 63 年）、「第 5 回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境庁、平成 12 年）		○
⑥	<p>4 : 緊急に対策必要 3 : 対策必要 2 : 破壊の危惧 1 : 要注意</p>	「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J・WWF Japan、平成 8 年）	○	
⑦	<p>植生自然度 10 : 自然草原（高山ハイデ、風衝草原、自然草原、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区） 植生自然度 9 : 自然林（エゾマツートドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区）</p>	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）		○

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

① 重要な種

重要な種については、表 4.3-16 の選定基準に基づき選定した。

重要な種は、表 4.3-17 のとおり、32 科 71 種であったが、対象事業実施区域における確認位置情報は得られなかった。なお、重要な種の主な生育環境については「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物」（宮城県、平成 28 年）等を参照した。

表 4.3-17(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準				主な生育環境
			①	②	③	④	
1	ミズニラ	ミズニラ			NT	NT	島嶼を除く水田、池沼
2	サンショウモ	サンショウモ			VU	NT	溜池、湖沼及び水田
3	メシダ	ハコネシケチシダ				VU	丘陵地、山地の林内
4	サトイモ	ヒメカイウ			NT	CR+EN	水湿地
5	オモダカ	アギナシ			NT	VU	水田、水田の用水路、池沼、沼沢地等
6		ウリカワ				NT	水田
7	トチカガミ	ヤナギスブタ				VU	山地
8	ヒルムシロ	ホソバヒルムシロ			VU	CR+EN	湖沼や河川、水路などの水域
9		イトモ			NT	NT	沼沢、湖沼、水路等
10		エゾノヒルムシロ				VU	池沼、沼沢地等
11		センニンモ				VU	湖沼、池沼、沼沢地等
12		ホソバミズヒキモ				VU	湖沼、池沼、沼沢地等
13	ラン	サルメンエビネ			VU	CR+EN	山地帯
14		ユウシュンラン			VU	NT	丘陵地から山地
15		トケンラン			VU	CR+EN	山地
16		オスズラン				VU ^{*1}	丘陵地から亜高山帯
17		ミズトンボ			VU	CR+EN	日当たりの良い湿地
18		ギボウシラン			EN	CR+EN	山地の林床のやや湿った所
19		ジガバチソウ				NT	高山を除く地域
20		ノビネチドリ				VU	山地帯の湿地
21		ヒメフタバラン				要注目種	平野部、島嶼の丘陵地
22		サギソウ			NT	CR+EN	日当たりの良い湿地
23		ミズチドリ				VU	平地から里山の池沼
24		イイヌマムカゴ			EN	CR+EN	山地の木陰
25		ツレサギソウ				VU	平地から山地帯までの日当たりの良い湿原や湿った樹林下
26		ヤマサギソウ				VU	日当たりの良い草原
27		トキソウ			NT	VU	山地の日当たりの良い酸性の湿地
28		ショウキラン				CR+EN	山地帯の林内
29	アヤメ	ヒメシャガ			NT	NT	丘陵地
30	ミズアオイ	ミズアオイ			NT	NT	低地の河川や池沼
31	ガマ	エゾミクリ				CR+EN	沼
32		ナガエミクリ			NT	NT	河川、沼沢、用水路など水域
33		ヒメミクリ			VU	VU	平地から里山の溜池や池沼
34	ホシクサ	エゾホシクサ				NT	湿地
35	カヤツリグサ	ムジナスゲ				VU	奥羽山地や平野の湿原や沼畔
36		ヌマクロボスゲ			VU	VU	奥羽山地中部の山地帯、湿地
37		ニイガタガヤツリ			CR	NT	湿地
38		サギスゲ				NT	低地から亜高山帯の湿原
39	キンポウゲ	フクジュソウ				VU	里山
40		シラネアオイ				NT	林縁や林の中、または雪渓や雪田のそば

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

表 4.3-17(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準				主な生育環境
			①	②	③	④	
41	キンポウゲ	スハマソウ				NT	山地の林床
42		オキナグサ		VU	CR+EN		平地から山地の日当たりの良い短茎草原
43		パイカモ				NT	低地の用水路や山地の沢など
44	ボタン	ヤマシャクヤク		NT	VU		山地
45	ベンケイソウ	ミヤママンネングサ			VU		亜高山帯～高山帯
46	クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ			VU		奥羽山地のブナ帯の林内
47	バラ	エゾノシロバナシモツケ			CR+EN		山地帯
48	トウダイグサ	センダイタイゲキ		NT	CR+EN		湿った土地
49	ヤナギ	トカチヤナギ			NT ^{※2}		河川沿い
50		ユビソヤナギ		VU	VU		河川
51	オトギリソウ	オシマオトギリ			VU		山地
52	アブラナ	オオユリワサビ			NT		山地の渓流沿い
53	タデ	ホソバイヌタデ		NT	NT		河川域
54		ノダイオウ		VU	NT		山地帯下部以下の路傍、草原等
55	サクラソウ	ハイハマボッス		NT	VU		山地帯の湿地
56	キヨウチクトウ	スズサイコ		NT	VU		山野のやや乾いた草原
57	ムラサキ	ムラサキ		EN	CR+EN		やや乾燥した草原
58	オオバコ	エゾルリトラノオ			CR+EN		奥羽山地の山地帯の林内
59	シソ	シラゲヒメジソ			NT		丘陵地の半日蔭の林縁
60		ティネニガクサ		NT	VU		薄暗い樹林下
61	タヌキモ	イヌタヌキモ		NT	NT		池沼、溜池や沼沢地
62		ホザキノミミカキグサ			CR+EN		海岸沿い、湿地
63		タヌキモ		NT	CR+EN		丘陵地～山地の池沼
64		ムラサキノミミカキグサ		NT	NT		山地の湿原
65	キク	エゾノタウコギ			VU		湖沼の湿草地
66		アズマギク			VU		日当たりの良い草原
67		コオニタビラコ			VU		水田及び周辺
68		オオニガナ			NT		山地～丘陵地の湿地
69		アキノハハコグサ		EN	CR+EN		丘陵地のやや乾いた林床
70	セリ	ヌマゼリ		VU	VU		湿地
71	スイカズラ	マツムシソウ			VU		日当たりのよい山野の草原
計	32科	71種	0種	0種	35種	71種	—

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

2. 表内の選定基準の No. 及びカテゴリーの記号等は表 4.3-16 に対応している。

3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。

4. 表中の※については以下のとおりである

※1：エゾスズランで記載、※2 オオバヤナギで掲載

② 重要な群落

重要な群落については、表 4.3-16 の選定基準に基づき選定した。

対象事業実施区域及びその周囲における重要な植物群落は図 4.3-6 のとおり、「田谷地沼の沼沢地植物群落」、「南北かば谷地の沼沢地植物群落」、「田谷地沼のハンノキーカサスグ群落」、「荒沢湖沼群地域の沼沢地植物群落」、「荒沢のハンノキーミズバショウ群落」、「薬菜山のブナ群落」、「薬菜山のサワグルミ・トチノキ群落」、植生自然度 10 及び 9 の群落が分布する。

なお、対象事業実施区域内の重要な植物群落としては、植生自然度 9 の群落が一部分布している。

③ 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域の周囲には、表 4.3-18 及び図 4.3-7 のとおり、計 10 件の巨樹・巨木林が存在している。また、対象事業実施区域の周囲には、加美町指定天然記念物である「荒沢の水ばしよう」及び「薬菜山のブナ林、サワグルミ、トチノキ林の原生林」が分布している。

表 4.3-18 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林

番号	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	イチョウ	305	18
2	スギ	310	18
3	サイカチ	591	10
4	ケヤキ	315	15
5	イチョウ	398	20
6	イチョウ	295	20
7	モミ	303	21
8	アカマツ	310	21
9	イチョウ	338	17
10	ブナ	370	20

注：位置情報のある巨樹・巨木林については、図 4.3-7 に示す。

[「巨樹・巨木林データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成]

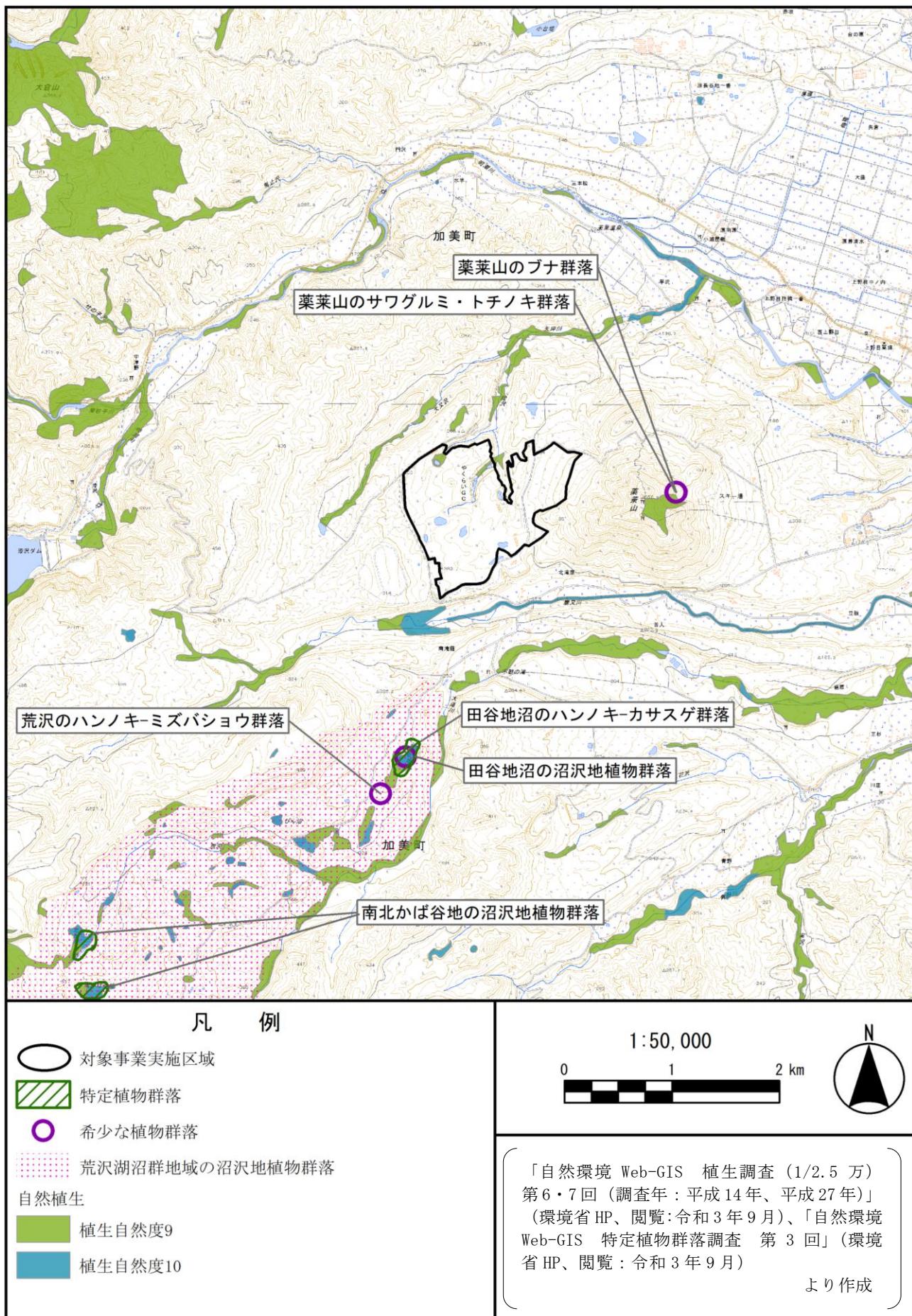


図 4.3-6(1) 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落（広域）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

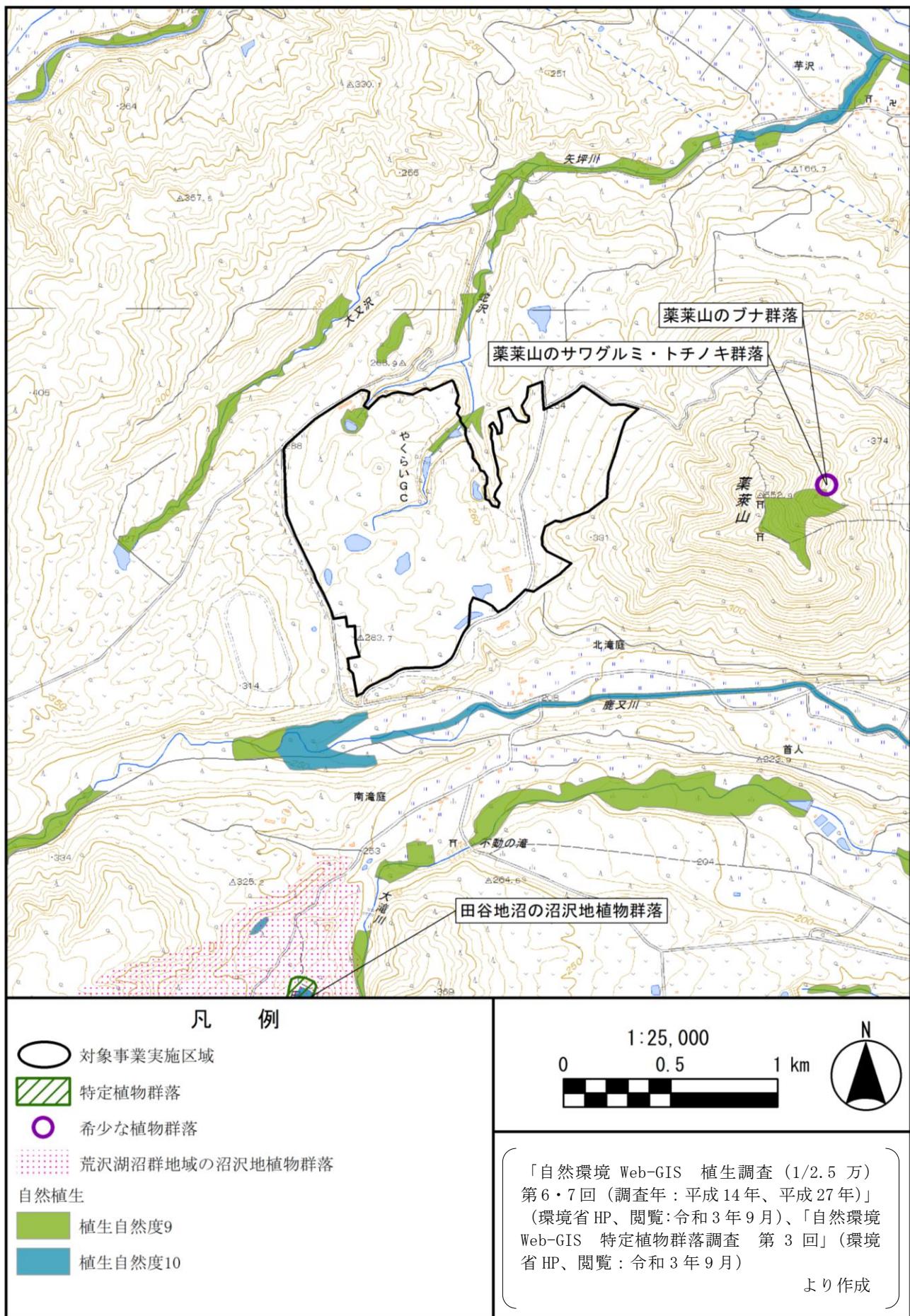
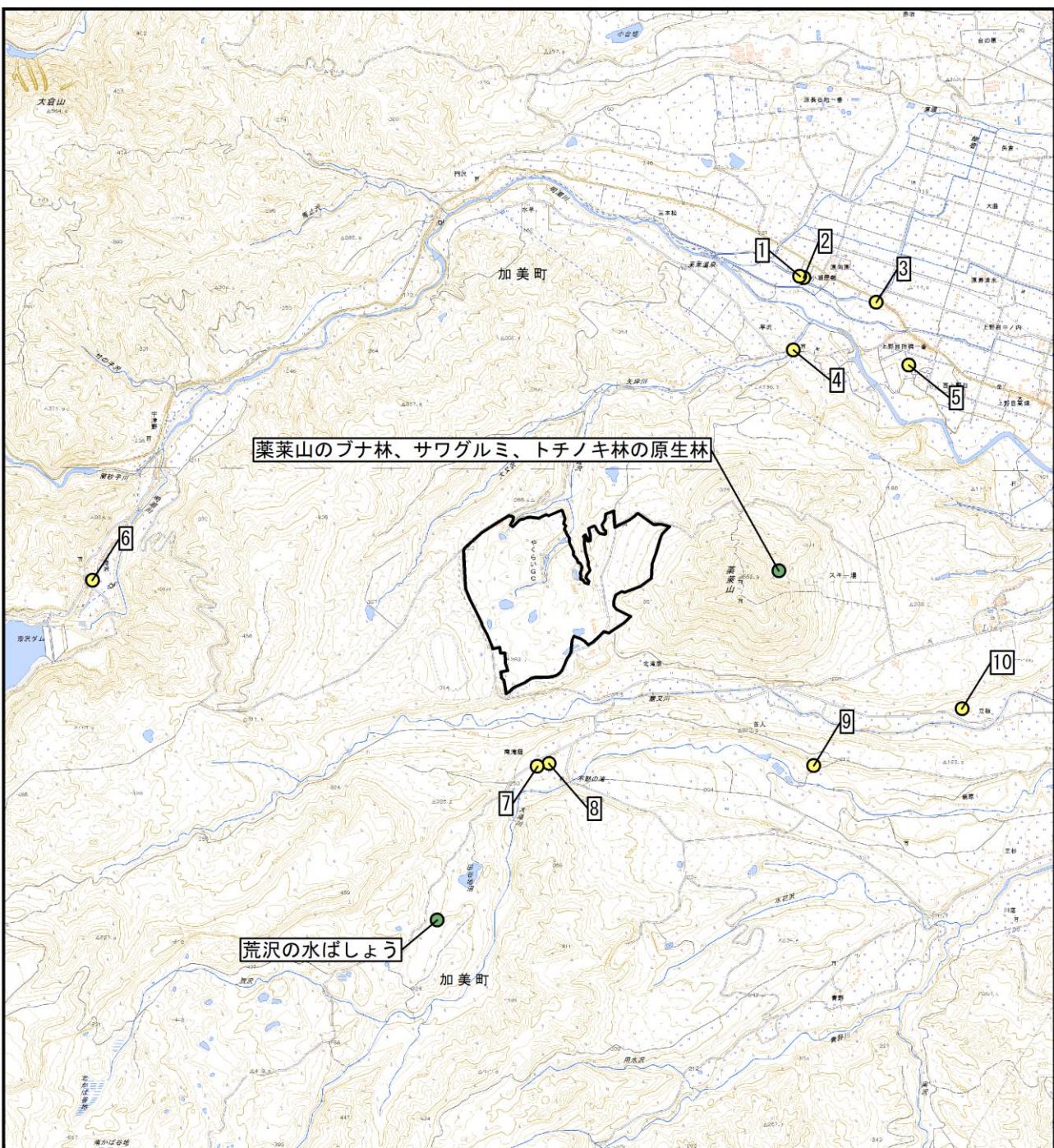


図 4.3-6(2) 対象事業実施区域及びその周囲の重要な植物群落（拡大）

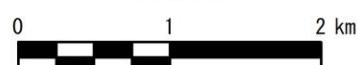
このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。



凡 例

- (○) 対象事業実施区域
- (●) 天然記念物
- (○) 巨樹巨木林

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林データベース」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 9 月)
「文化財一覧」(加美町 HP、閲覧:令和 3 年 9 月)
より作成

図 4.3-7 対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林・天然記念物

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

④ 専門家等へのヒアリング

文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、対象事業実施区域の周囲に生育する重要な種及び重要な群落について表 4.3-19 に示す情報が得られた。

表 4.3-19 専門家等へのヒアリング結果概要（有識者 E）

意見聴取日：令和 3 年 6 月 14 日

専門分野	概 要
植物・植生	<p>【所属：大学教員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ゴルフ場や牧草地のようなすでに開発されている環境であることから、総じて植物への影響は小さいと考えられる。・特に沢沿い等にある残置森林について、植生自然度は高くないと思われるが、極力残しておくと、動植物への影響をより低減できるだろう。・現地調査の際には、残置森林や池の周辺に留意して調査するのがよいだろう。

2. 予測

(1) 予測手法

対象事業実施区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的な改変の有無による生育環境の変化に伴う影響を整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

文献その他の資料による現存植生図と対象事業実施区域の重ね合わせを行った結果は、図4.3-5 のとおりである。対象事業実施区域内は、「ブナクラス域代償植生」のコナラ群落（V）、アカマツ群落（V）、ススキ群団（V）、「植林地、耕作地植生」のゴルフ場・芝地、放棄畠雜草群落等が分布している。

① 重要な種

植生の分布状況を踏まえ、改変による生育環境の変化に伴う植物の重要な種に対する影響を予測した。予測結果は表4.3-20 のとおりである。

表4.3-20 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ハコネシケチシダ、ヤナギスズタ、サルメンエビネ、ユウシュンラン、トケンラン、アオスズラン、ギボウシラン、ジガバチソウ、ヒメフタバラン、イイヌマムカゴ、ツレサギソウ、ショウキラン、ヒメシャガ、シラネアオイ、スハマソウ、ヤマシャクヤク、ミヤママンネングサ、ホナガクマヤナギ、エゾノシロバナシモツケ、オシマオトギリ、エゾルリトラノオ、シラゲヒメジソ、ティネニガクサ、アキノハハコグサ (24種)	対象事業実施区域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。
草地、耕作地、湿地	ヒメカイウ、ウリカワ、ミズトンボ、ノビネチドリ、サギソウ、ヤマサギソウ、トキソウ、エゾホシクサ、ムジナスグ、ヌマクロボスグ、ニイガタガヤツリ、サギスグ、フクジュソウ、オキナグサ、センダイタイゲキ、ノダイオウ、ハイハマボッス、スズサイコ、ムラサキ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ、エゾノタウコギ、アズマギク、コオニタビラコ、オオニガナ、ヌマゼリ、マツムシソウ (27種)	
水辺、水域	ミズニラ、サンショウモ、アギナシ、ホソバヒルムシロ、イトモ、エゾノヒルムシロ、センニンモ、ホソバミズヒキモ、ミズチドリ、ミズアオイ、エゾミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、バイカモ、トカチヤナギ、ユビソヤナギ、オオユリワサビ、ホソバイヌタデ、イヌタヌキモ、タヌキモ (20種)	対象事業実施区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和2年）に準拠した。

2. 重要な種によっては複数の生育環境に属する種がある。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

② 重要な群落

重要な植物群落としては、植生自然度9の群落が対象事業実施区域内の一部に存在しているため、改変される場合、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると予測する。

③ 巨樹・巨木林・天然記念物

巨樹・巨木林、天然記念物に指定されている植物は、対象事業実施区域内に存在しないことから、改変による影響はないものと予測する。

3. 評価

(1)評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2)評価結果

水辺等の水域を主な生育環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が対象事業実施区域内に複数存在しており、その一部が直接改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

樹林、草地等といった環境を主な生育環境とする重要な種については、その一部が改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

重要な植物群落としては、植生自然度9の群落が対象事業実施区域内の一部に存在しているため、改変される場合、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。

巨樹・巨木林、天然記念物に指定されている植物は、対象事業実施区域内に存在しないことから、改変による影響はない。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。

- ・植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び重要な群落への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。
- ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。

4.3.4 生態系

1. 調査

(1) 調査手法

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について、文献その他の資料により調査した。

(2) 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲（図4.3-8の範囲）とした。

(3) 調査結果

文献その他の資料から、重要な自然環境のまとまりの場を抽出した。これらの分布状況等は表4.3-21及び図4.3-8のとおりである。

① 環境影響を受けやすい種・場等

文献その他の資料から、以下が確認された。

- ・自然植生度10及び9に該当する自然植生

② 保全の観点から法令等により指定された種・場等

文献その他の資料から、以下が確認された。

- ・県立自然公園
- ・保安林
- ・鳥獣保護区

③ 法令等により指定されていないが地域により注目されている種・場等

文献その他の資料から、以下が確認された。

- ・特定植物群落
- ・巨樹・巨木林
- ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）
- ・重要湿地

表 4.3-21 重要な自然環境のまとめの場

重要な自然環境のまとめの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図における貧養地小型植物群落、ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラスに該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図におけるチシマザサープナ群団、ケヤキ群落(IV)、ヤナギ高木群落(IV)等に該当する植生である。
自然公園	県立自然公園船形連峰	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。 自然公園指定理由： 船形山をはじめとして、前船形山、蛇ヶ岳、三峰山、後白髪山、北泉ヶ岳、泉ヶ岳、楠峰、仙台カゴなどの群峰を有するすぐれた山岳景観を基調として、鏡ヶ池、鈴沼、白沼、長沼及び桑沼などの湖沼、横川上流及び保野川上流などの山岳渓谷、三光の宮の溶岩流、崩壊現象を示す滑落崖、大倉ダムの丘陵地人工湖、さらには、薬莢山及び七ツ森などの親しみのある山容など特色ある変化に富んだ自然景観を呈している。この地域は、山容規模が大きく、表日本型植物（当時の表現、太平洋沿岸地域型の植物）と裏日本型植物（同、日本海沿岸地域型の植物）とが重複する地帯にあり、その植物相が豊富で、ハイマツ低木林、ブナ低木林、亜高山落葉広葉低木林、さらには、原生的なブナ林などを育んでいるほか、動物としては、高山獣のホンドオコジョなどの哺乳類をはじめ、鳥類、昆虫類、そして両生類などの多彩な動物相を育んでいる。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣保護区	大の原、薬莢山	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
特定植物群落	田谷地沼の沼沢地植物群落	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準に該当する植物群落である。
	南北かば谷地の沼沢地植物群落	
巨樹・巨木林		自然環境保全基礎調査において定められた原則幹回りが3m以上の巨木及び巨木群である。
生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)	(選定基準：危機性) 蔵王・船形	選定基準における「危機性：IUCNのレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU)に分類された種が生息／生育する」に該当する地域である。
重要湿地	田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群	基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5万) 第6・7回 (平成11年～24年/平成25年～)」(環境省HP、閲覧：令和3年9月)、「国土数値情報」(国土交通省HP、閲覧：令和3年9月)、「令和2年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県HP、閲覧：令和3年9月)、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第2回、第3回、第5回」(環境省HP、閲覧：令和3年9月)、「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」(環境省HP、閲覧：令和3年9月)、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧：令和3年9月)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、閲覧：令和3年9月)

より作成

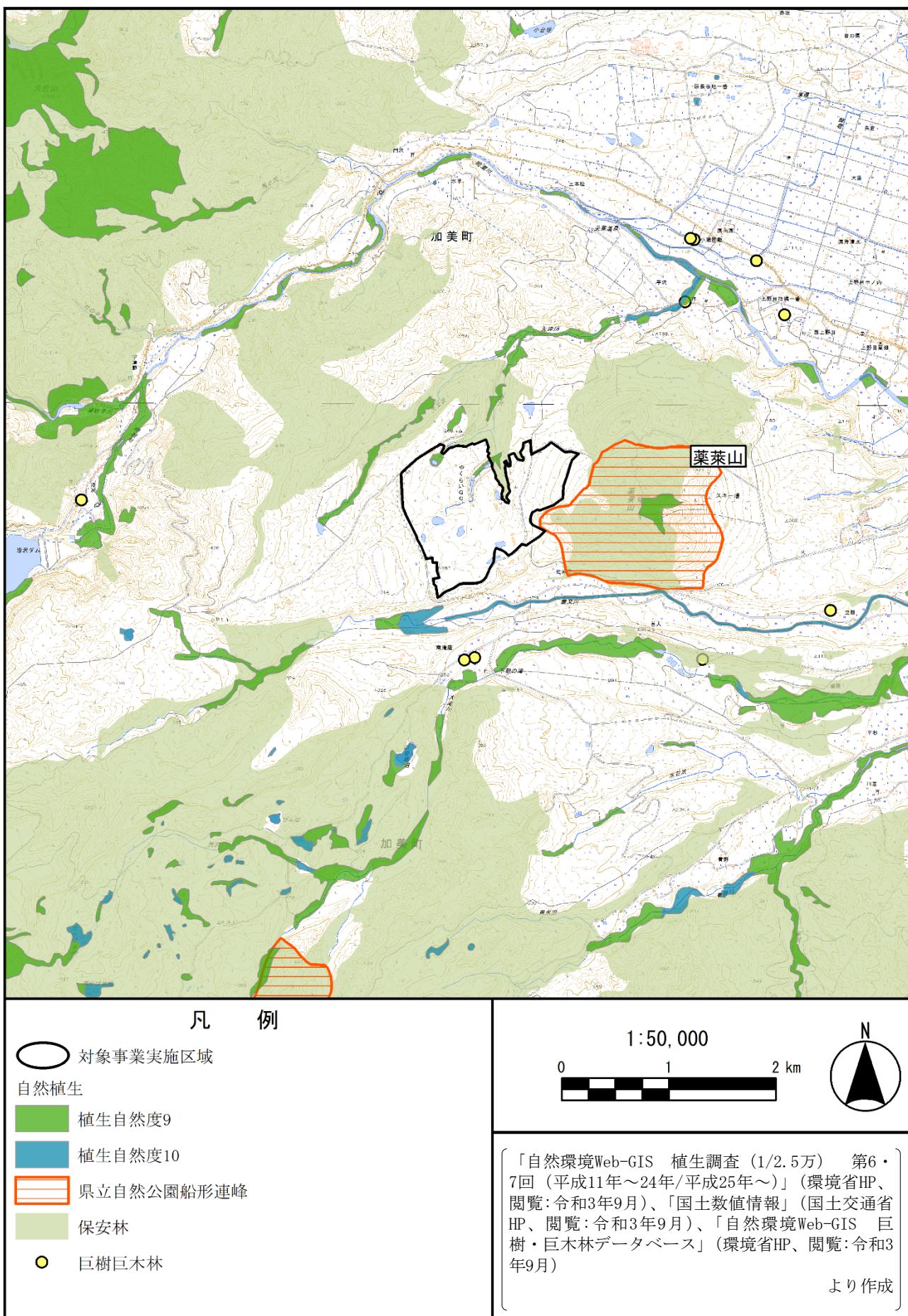
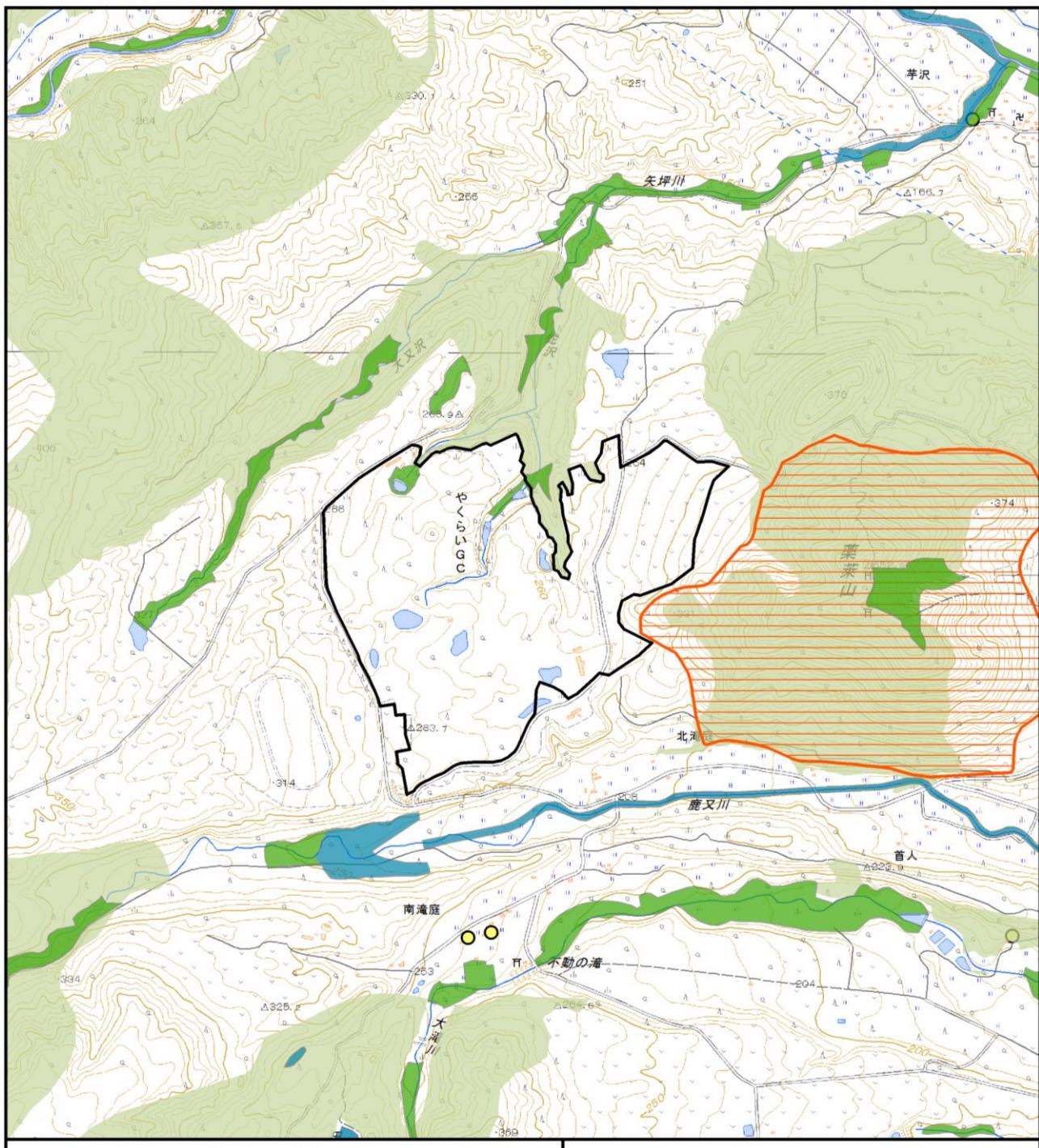


図 4.3-8(1) 重要な自然環境のまとめの場の状況（広域）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。



凡 例

○ 対象事業実施区域

自然植生

■ 植生自然度9

■ 植生自然度10

■ 県立自然公園船形連峰

■ 保安林

● 巨樹巨木林

1:25,000

0 0.5 1 km



「自然環境Web-GIS 植生調査(1/2.5万) 第6・7回(平成11年～24年/平成25年～)」(環境省HP、閲覧:令和3年9月)、「国土数値情報」(国土交通省HP、閲覧:令和3年9月)、「自然環境Web-GIS 巨樹・巨木林データベース」(環境省HP、閲覧:令和3年9月)

より作成

図 4.3-8(2) 重要な自然環境のまとめの場の状況（拡大）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

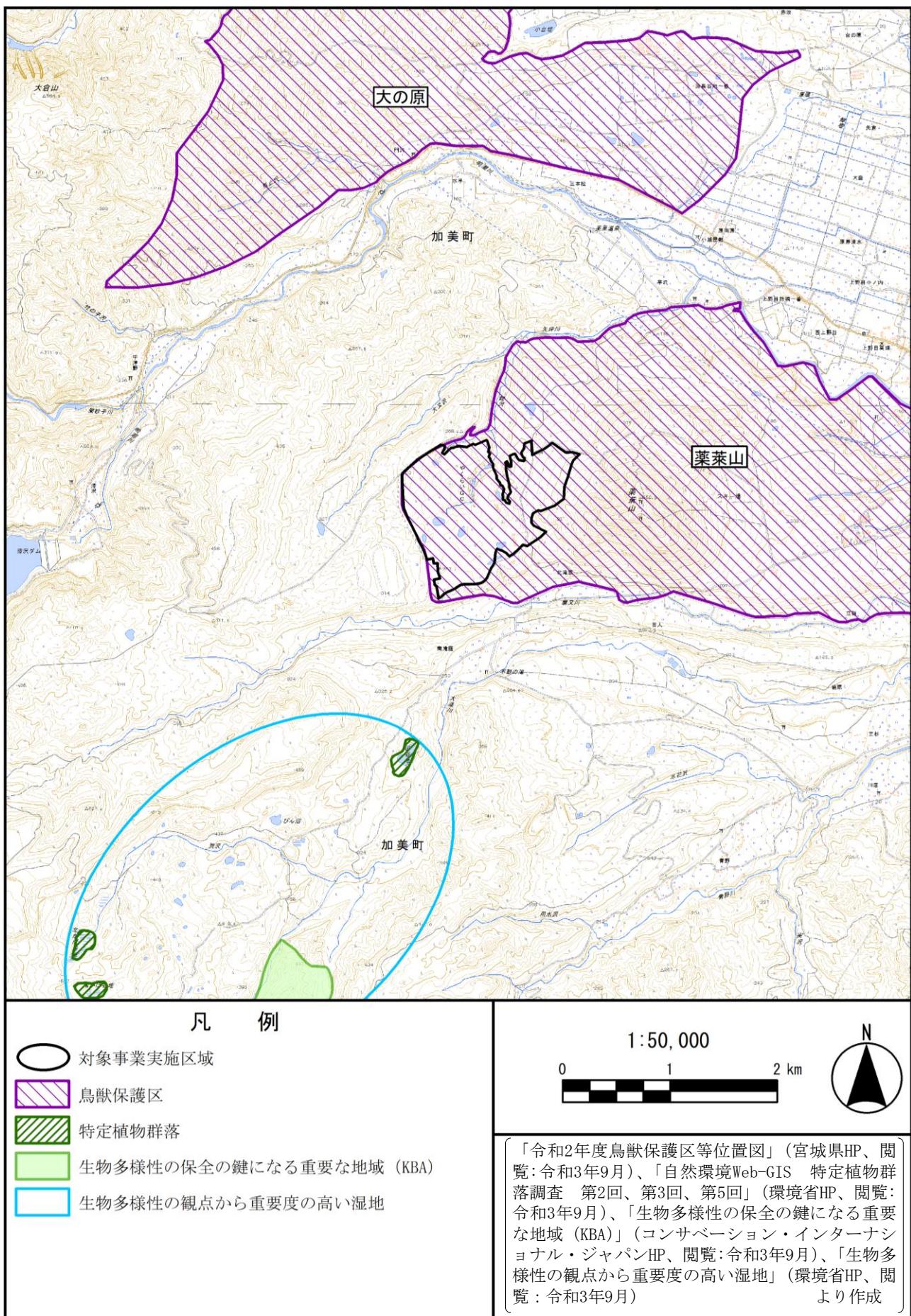


図 4.3-8(3) 重要な自然環境のまとめの場の状況

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

2. 予測

(1) 予測手法

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的な改変の有無及び施設の稼働に伴う影響を整理した。

(2) 予測地域

調査地域と同様とした。

(3) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は図 4.3-8、影響の予測結果は表 4.3-22 のとおりである。

事業実施想定区域には、薬萊山鳥獣保護区が全域に、植生自然度 9 に相当する自然植生が一部に存在する。薬萊山鳥獣保護区及び植生自然度 9 に相当する自然植生の面積の減少により生態系に影響が生じる可能性があると予測する。

表 4.3-22 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然植生	植生自然度 10	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
	植生自然度 9	事業実施想定区域に含まれ、その一部が直接改変される可能性があり、面積の減少による影響が生じる可能性があると予測する。
自然公園	県立自然公園船形連峰	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
保安林		事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
鳥獣保護区	大の原	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
	薬萊山	事業実施想定区域に含まれ、直接改変される可能性があり、面積の減少による影響が生じる可能性があると予測する。
特定植物群落	田谷地沼の沼沢地植物群落	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
	南北かば谷地の沼沢地植物群落	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
巨樹・巨木林		事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)	(選定基準: 危機性) 藏王・船形	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。
重要湿地	田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群	事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (平成 11 年～24 年/平成 25 年～)」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「国土数値情報」(国土交通省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「令和 2 年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第 2 回、第 3 回、第 5 回」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)

より作成

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。

3. 評価

(1)評価手法

予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

(2)評価結果

事業実施想定区域には、薬萊山鳥獣保護区が全域に、植生自然度9に相当する自然植生が一部に存在する。薬萊山鳥獣保護区及び植生自然度9に相当する自然植生の面積の減少により生態系に影響が生じる可能性がある。

上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、以下に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。

- ・自然植生について、現地調査等により植生の状況を把握する。
- ・現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

4.4 総合的な評価

重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果は、表4.4-1のとおりである。

反射光、動物、植物及び生態系については、今後の環境影響評価における現地調査及び予測評価結果を踏まえて環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する。

今後、方法書以降の手続き等において、より詳細な調査を実施し、ソーラーパネルの配置等及び環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとする。

表4.4-1(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
反射光	<p>事業実施想定区域から、配慮が特に必要な施設等までの最短距離は、住宅等が約0.3km、住宅等以外が約2.9kmであり、事業実施想定区域から200mの範囲には配慮が特に必要な施設等は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域から1,000mの範囲には住宅等が8戸存在する。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none">可能な限り反射光等が少ないパネルを選定する。太陽光パネルからの反射光や輻射熱による近隣民家等への影響が極力発生しないように残地森林の配置を計画する。
動物	<p>水辺等の水域を主な生息環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が事業実施想定区域内に存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>樹林、草地及び耕作地といった環境を主な生息環境とする重要な種及び動物の注目すべき生息地においては、その一部が直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。また、事業実施想定区域は「薬萊山鳥獣保護区」に含まれている。そのため、施設の配置等の事業計画によっては、その一部が改変されることにより、事業実施による影響が生じる可能性がある。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none">動物の生息状況を現地調査等により把握し、重要な種への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。猛禽類（特にクマタカ）については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成24年）に準拠して生息状況の調査を実施する。土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の回避・低減を図る。

表 4.4-1(2) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
植物	<p>水辺等の水域を主な生育環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が事業実施想定区域内に複数存在しており、その一部が直接改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>樹林、草地等といった環境を主な生育環境とする重要な種については、その一部が改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>重要な植物群落としては、植生自然度 9 の群落が事業実施想定区域内の一部に存在しているため、改変される場合、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>巨樹・巨木林、天然記念物に指定されている植物は、事業実施想定区域内に存在しないことから、改変による影響はない。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び重要な群落への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。 ・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。
生態系	<p>事業実施想定区域には、薬萊山鳥獣保護区が全域に、植生自然度 9 に相当する自然植生が一部に存在することから、薬萊山鳥獣保護区及び植生自然度 9 に相当する自然植生の面積の減少により生態系に影響が生じる可能性がある。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生について、現地調査等により植生の状況を把握する。 ・現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものである。